

議案第1号

特地勤務手当等に関する規則の一部改正について

平成30年3月8日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

特地勤務手当に準ずる手当に係る規定について、国の規則に準じて所要の改正をするものである。

第2 規則案の内容

- (1) 改正規則の施行予定日から6年以上前に特地公署等に異動した者を対象とする規定について、国の規則に準じて削除すること。（第4条第3項関係）
- (2) その他、所要の整備をすること。（第3条第3項、第4条第4項及び第4条第5項関係）

第3 施行期日等（附則関係）

- (1) 平成30年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（平成28年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を改正すること。（附則第2項関係）

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年岩手県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成21年度減額改定対象職員（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第60号）附則第2項に規定する減額改定対象職員をいう。<u>第4条第3項第4号において同じ。</u>）であった者に限る。）前項中「受けている給料及び」とあるのは、「係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第60号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成21年改正条例第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号）附則第8項から第10項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けている。」とする。</p> <p>(5) 前項各号に定める日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成23年度減額改定対象職員（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第77号）附則第2項に規定する減額改定対象職員をいう。<u>第4条第3項第5号において同じ。</u>）であった者に限る。）前項中「受けている給料及び」とあるのは、「係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第77号。以下この項において「平成23年改正条例」という。）の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成23年改正条例第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号）附則第8項から第10項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けている。」とする。</p>	<p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成21年度減額改定対象職員（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第60号）附則第2項に規定する減額改定対象職員をいう。）であった者に限る。）前項中「受けている給料及び」とあるのは、「係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第60号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成21年改正条例第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号）附則第8項から第10項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けている。」とする。</p> <p>(5) 前項各号に定める日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成23年度減額改定対象職員（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第77号）附則第2項に規定する減額改定対象職員をいう。）であった者に限る。）前項中「受けている給料及び」とあるのは、「係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第77号。以下この項において「平成23年改正条例」という。）の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成23年改正条例第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号）附則第8項から第10項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けている。」とする。</p>

第8項から第10項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けた」とする。

4 [略]

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 [略]

2 [略]

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員 前項中「受けた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年岩手県条例第69号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

(2) 条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 前項中「受けた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年岩手県条例第71号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

(3) 条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 前項中「受けた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年岩手県条例第72号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

(4) 条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成21年度減額改定対象職員であった者に限る。） 前項中「受けた給料及び」とあるのは、「係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第60号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成21年改正条例第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号）附則第8項から第10項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第30条

ものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けた」とする。

4 [略]

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 [略]

2 [略]

の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けた」とする。

(5) 条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に平成23年度減額改定対象職員であった者に限る。)前項中「受けた給料及び」とあるのは、「係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年岩手県条例第77号。以下この項において「平成23年改正条例」という。)の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成23年改正条例第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年岩手県条例第29号)附則第8項から第10項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けた」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けた給料及び」とあるのは「受けた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額及び同日に受けた」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第2項(前項第1号から第3号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「受けた給料及び」とあるのは「受けた給料の月額に条例第6条の2第1項に規定する算出率を乗じて得た額及び」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に条例第6条の2第1項に規定する算出率を乗じて得た額並びに」とする。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 前項中「受けた給料及び」とあるのは、「受けた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額及び同日に受けた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 前項中「受けた給料及び」とあるのは、「受けた給料の月額に条例第6条の2第1項に規定する算出率を乗じて得た額及び」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けている給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額に当該算出率を乗じて得た額及び同日に受けている」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額に当該算出率を乗じて得た額並びに同日」とする。

5 [略]

(3) 育児短時間勤務職員等であって、条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けている給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額に当該算出率を乗じて得た額及び同日に受けている」とする。

4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（平成28年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 (特地公署とされていた公署に勤務する職員の特地勤務手当等の月額等に関する経過措置)	附 則 (特地公署とされていた公署に勤務する職員の特地勤務手当等の月額等に関する経過措置)
第2条 [略]	第2条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 第1項の規定により特地公署とされた公署に在勤する職員の条例第30条の3の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第4条第2項から第4項まで又は第5条第4項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあっては特地勤務手当に準ずる手当経過措置基礎額に100分の3.5（施行日前に異動の日（その職員が改正後の規則第5条第4項第1号に掲げる職員である場合にあっては、同号に定める日。以下同じ。）から起算して4年に達した場合における施行日から異動の日から起算して5年に達する日までの間及び施行日から平成31年3月31日までの期間内に異動の日から起算して4年に達した場合におけるその4年に達した日後から当該期間内の異動の日から起算して5年に達する日までの間について100分の3、施行日前に異動の日から起算して5年に達した場合及び施行日から平成31年3月31日までの期間内に異動の日から起算して5年に達した場合におけるその5年に達した日後については	4 第1項の規定により特地公署とされた公署に在勤する職員の条例第30条の3の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第4条第2項及び第3項又は第5条第4項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあっては特地勤務手当に準ずる手当経過措置基礎額に100分の3.5（施行日前に異動の日（その職員が改正後の規則第5条第4項第1号に掲げる職員である場合にあっては、同号に定める日。以下同じ。）から起算して4年に達した場合における施行日から異動の日から起算して5年に達する日までの間及び施行日から平成31年3月31日までの期間内に異動の日から起算して4年に達した場合におけるその4年に達した日後から当該期間内の異動の日から起算して5年に達する日までの間については100分の3、施行日前に異動の日から起算して5年に達した場合及び施行日から平成31年3月31日までの期間内に異動の日から起算して5年に達した場合におけるその5年に達した日後については100

100分の1）を乗じて得た額に、施行日から平成29年3月31日までの間にあっては100分の100を、同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成31年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、同日から引き続き当該公署に在勤している職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める額とする。

5 前項の特地勤務手当に準ずる手当経過措置基礎額は、改正後の規則第4条第2項（同条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第4項に規定する日に受けている給料の月額（育児短時間勤務職員等以外の職員であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにあってはその月額をその日における算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものにあってはその月額に算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにあってはその月額をその日における算出率で除して得た額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）とする。

第3条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する公署に在勤する職員の条例第30条の3の規定による特地勤務手当に準ずる手当（冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第4条第2項から第5項まで及び第5条第4項の規定にかかわらず、平成30年10月31日までの間（その期間内に当該公署が改正後の規則別表第2に掲げる公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しないこととなった日の前日までの間）、改正後の規則第4条第2項から第4項まで又は第5条第4項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあっては前条第4項の特地勤務手当に準ずる手当経過措置基礎額に100分の0.5（施行日前に条例第30条の3第1項に規定する公署を異にする異動の日から起算して4年に達した場合及び施行日から平成30年10月31日までの期間内に異動の日から起算して4年に達した場合におけるその4年に達した日後については、零）を乗じて得た額に施行日から平成28年10月31日までの間にあっては100分の100を、平成29年4月1日から同年10

分の1）を乗じて得た額に、施行日から平成29年3月31日までの間にあっては100分の100を、同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成31年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、同日から引き続き当該公署に在勤している職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める額とする。

5 前項の特地勤務手当に準ずる手当経過措置基礎額は、改正後の規則第4条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第4項に規定する日に受けている給料の月額（育児短時間勤務職員等以外の職員であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにあってはその月額をその日における算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにあってはその月額に算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにあってはその月額をその日における算出率で除して得た額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）とする。

第3条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する公署に在勤する職員の条例第30条の3の規定による特地勤務手当に準ずる手当（冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第4条第2項から第4項まで及び第5条第4項の規定にかかわらず、平成30年10月31日までの間（その期間内に当該公署が改正後の規則別表第2に掲げる公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しないこととなった日の前日までの間）、改正後の規則第4条第2項及び第3項又は第5条第4項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあっては前条第4項の特地勤務手当に準ずる手当経過措置基礎額に100分の0.5（施行日前に条例第30条の3第1項に規定する公署を異にする異動の日から起算して4年に達した場合及び施行日から平成30年10月31日までの期間内に異動の日から起算して4年に達した場合におけるその4年に達した日後については、零）を乗じて得た額に施行日から平成28年10月31日までの間にあっては100分の100を、平成29年4月1日から同年10月31

月31日までの間にあっては100分の70を、平成30年4月1日から同年10月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、同日から引き続き当該公署に在勤している職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める額を加算して得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。

（準特地公署とされていた公署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額に関する経過措置）

第4条 施行日の前日において準特地公署とされていた公署のうち、平成31年3月31日までの間、準特地公署として人事委員会が指定する公署に在勤する職員の条例第30条の3の規定による特地勤務手当に準ずる手当（冬期に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第4条第2項から第4項まで又は第5条第4項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあっては附則第2条第4項の特地勤務手当に準ずる手当経過措置基礎額に100分の3（施行日前に異動の日から起算して5年に達した場合及び施行日から平成31年3月31日までの期間内に異動の日から起算して5年に達した場合におけるその5年に達した日後については、100分の1）を乗じて得た額に、平成28年11月1日から平成29年3月31日までの間にあっては100分の100を、同年11月1日から平成30年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年11月1日から平成31年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める額とする。

月31日までの間にあっては100分の70を、平成30年4月1日から同年10月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、同日から引き続き当該公署に在勤している職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める額を加算して得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。

（準特地公署とされていた公署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額に関する経過措置）

第4条 施行日の前日において準特地公署とされていた公署のうち、平成31年3月31日までの間、準特地公署として人事委員会が指定する公署に在勤する職員の条例第30条の3の規定による特地勤務手当に準ずる手当（冬期に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第4条第2項及び第3項又は第5条第4項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあっては附則第2条第4項の特地勤務手当に準ずる手当経過措置基礎額に100分の3（施行日前に異動の日から起算して5年に達した場合及び施行日から平成31年3月31日までの期間内に異動の日から起算して5年に達した場合におけるその5年に達した日後については、100分の1）を乗じて得た額に、平成28年11月1日から平成29年3月31日までの間にあっては100分の100を、同年11月1日から平成30年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年11月1日から平成31年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

特地勤務手当等に関する規則の一部改正について

1 趣旨

特地勤務手当に準ずる手当に係る規定について、国の規則に準じて所要の改正をするもの。

2 特地勤務手当等の概要

県の公署のうち生活の著しく不便な地に所在する特地公署又は準特地公署（以下「特地公署等」という。）に勤務する者に給与上、特別に考慮して支給するもの。

(1) 特地勤務手当

特地公署に勤務する職員に対し、級別区分に応じ支給される手当

○手当額の算定方法：特地勤務手当基礎額 × 支給割合

①特地勤務手当基礎額（アトイの合計額）

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{ア} \quad (\text{異動の日に受けていた給料の月額} + \text{扶養手当の月額}) \text{ の合計額}} \times 1 / 2 \\ + \\ \boxed{\text{イ} \quad (\text{現に受ける給料の月額} + \text{扶養手当の月額}) \text{ の合計額}} \times 1 / 2 \end{array}$$

②支給割合

級別区分	6級地	5級地	4級地	3級地	2級地	1級地	準特地
支給割合	18%	15%	12%	9%	6%	3%	—※

※ 特地勤務手当に準ずる手当のみ支給

(2) 特地勤務手当に準ずる手当

特地公署等への異動や在勤する特地公署等の移転に伴い住居移転をした場合、当該特地公署等への異動の日から6年以内の期間支給される手当（特地勤務手当との併給が可能）

○手当額の算定方法：（異動の日に受けていた給料の月額+扶養手当の月額）× 支給割合

期間等の区分	支給割合		
異動等の日から起算して4年に達するまでの間	特地公署	6級地から3級地まで	4%
		2級地又は1級地	3.5%
	準特地公署		3%
異動等の日から起算して4年に達した後から5年に達するまでの間			
異動等の日から起算して5年に達した後			

3 規則改正案

(1) 特地勤務手当に準ずる手当の支給期間は特地公署等への異動の日から6年以内とされているため、今回の改正規則の施行予定日から6年以上前に特地公署等に異動した者を対象とする規定について、国の規則に準じて削除すること。（第4条第3項関係）

【削除する規定の内容】

平成14、15、17、21、23年の各年において、給料月額が減額改定されたことに伴い、規則施行日以降の特地勤務手当に準ずる手当の額の算定について、規則施行日前に特地公署等に異動をした職員に係る当該異動の日の給料及び扶養手当の月額を、減額後の月額とするもの。

(2) その他、所要の整備をすること。（第3条第3項、第4条第4項及び第4条第5項関係）

4 施行期日等（附則関係）

(1) 平成30年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）

(2) 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（平成28年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を改正すること。（附則第2項関係）